備考	金屋西町一丁目から三丁目まで、金屋橋本町四丁目及び二丁目（次に示す部分に限る。）、金屋北町一丁目（次に示す部分に限る。）、金屋元町一丁目から三丁目まで、小桜町、桜木町、通一丁目から三丁目まで、佐土町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、佐奈の図面（次に示す部分に限る。）、三中町（次の図面に示す部分に限る。）、三本木町、三子古野町、子河原町、子薮町、子町、子部町、子六丁町、子大道町、子添町、子土町、子幸町、子通一丁目から三丁目まで、白雲町一丁目から三丁目まで、新宿町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新道町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町、諏訪町、諏訪西町、諏訪添町、諏訪本町、諏訪町北浦、諏訪町西浦、諏訪町本野町、諏訪町緑町、諏訪町南大美、諏訪町山道町、諏訪町若宮町、諏訪町金屋及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪町久居井戸山町、久居新町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、久居相川町（次の図面に示す部分に限る。）、久居井戸山町、久居烏木町、久居射場町（次の図面に示す部分に限る。）、久居北口町（次の図面に示す部分に限る。）、久居桜が丘町（次の図面に示す部分に限る。）、久居幸町、久居寺町（次の図面に示す部分に限る。）、久居寺ノ町、久居中町（次の図面に示す部分に限る。）、久居二ノ町、久居野口町、久居旅籠町、久居本町、久居元町（次の図面に示す部分に限る。）、久居万町（次の図面に示す部分に限る。）、久居東村町（次の図面に示す部分に限る。）、久居鷹跡町、久居持川町（次の図面に示す部分に限る。）及び牧町
九十五　陸上自衛隊明野駐屯地	
対象防衛関係施設の所在地	三重県伊勢市
対象防衛関係施設の区域	三重県伊勢市
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県伊勢市	小俣町明野五千五百九十三番地一
	三重県多気郡明和町	村松町及び小俣町明野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

備考	金屋西町一丁目から三丁目まで、金屋橋本町四丁目及び二丁目（次に示す部分に限る。）、金屋北町一丁目（次に示す部分に限る。）、金屋元町一丁目から三丁目まで、小桜町、桜木町、通一丁目から三丁目まで、佐土町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、佐奈の図面（次に示す部分に限る。）、三中町（次の図面に示す部分に限る。）、三本木町、三子古野町、子河原町、子薮町、子町、子部町、子六丁町、子大道町、子添町、子土町、子幸町、子通一丁目から三丁目まで、白雲町一丁目から三丁目まで、新宿町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新道町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町、諏訪町、諏訪西町、諏訪添町、諏訪本町、諏訪町北浦、諏訪町西浦、諏訪町本野町、諏訪町緑町、諏訪町南大美、諏訪町山道町、諏訪町若宮町、諏訪町金屋及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪町久居井戸山町、久居新町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、久居相川町（次の図面に示す部分に限る。）、久居井戸山町、久居烏木町、久居射場町（次の図面に示す部分に限る。）、久居北口町（次の図面に示す部分に限る。）、久居桜が丘町（次の図面に示す部分に限る。）、久居幸町、久居寺町（次の図面に示す部分に限る。）、久居寺ノ町、久居中町（次の図面に示す部分に限る。）、久居二ノ町、久居野口町、久居旅籠町、久居本町、久居元町（次の図面に示す部分に限る。）、久居万町（次の図面に示す部分に限る。）、久居東村町（次の図面に示す部分に限る。）、久居鷹跡町、久居持川町（次の図面に示す部分に限る。）及び牧町
九十四　陸上自衛隊久居駐屯地	
対象防衛関係施設の所在地	三重県津市
対象防衛関係施設の区域	三重県津市
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県津市	久居新町九百七十五番地
		久居井戸山町、久居新町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		